



かつしかの元気食堂 オープニング企画

【申し込み・担当課】
〒125-0062 青戸4-15-14
健康プラザかつしか内保健所健康推進課
☎3602-1268

オープン記念講演会 あのタニタ食堂の秘密を聞いてみませんか

【日時】 9月20日(土) 午後1～3時
【会場】 東京聖栄大学(西新小岩1-4-6)
駐車場はありません。
【対象】 区内在住・在勤の方200人
【内容・講師】
▷「暮らしと健康パートナー『かつしかの元気食堂』」田所忠弘(東京聖栄大学健康栄養学部管理栄養学科教授)
▷「タニタの社員食堂健康セミナー 500kcalのまんぷく定食のコツ」株式会社タニタヘルスリンク管理栄養士



元気食堂メニューイメージ

【申込方法】
往復ハガキに「元気食堂講演会」・住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別を書いて、8月20日(水)(消印有効)まで(1人1枚・多数抽選)。電子申請可。

必ず返信先を記入してください

栄養相談コース 元気食堂でウエイトコントロール 全5回

健康のために何とか体重を減らしたい方に最適。東京聖栄大学の教員からアドバイスを受けて、5カ月間のウエイトコントロールに挑戦してみませんか。

日 時	会 場
9月20日(土) 午前11時45分～午後4時	東京聖栄大学(西新小岩1-4-6)
10月23日(木) 午前10時か午前10時45分から1時間程度	区役所食堂(立石5-13-1)
11月20日(木)	
12月18日(木)	
平成27年1月22日(木)	東京聖栄大学

区役所食堂会場では「元気がでるメニュー」を食べていただきます。各回参加後にアンケートに答えていただきます。

【対象】 区内在住でBMI(※)の値が25以上で食事や運動制限のない方10人

※BMI計算方法 BMI(体格指数) = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

【費用】 無料(昼食代は自己負担)

【申込方法】 往復ハガキに「ウエイトコントロール」・住所・氏名(フリガナ)・年齢・性別・電話番号・BMI・応募動機を書いて、8月20日(水)(消印有効)まで(1人1枚・多数選考)。電子申請可。

必ず返信先を記入してください

8月は「道路ふれあい月間」です

道路は皆さんの大切な公共財産です。
誰もが安心して利用できる道路にしましょう。

道路上に物を置いたままにすることは、法律で禁止されています!

道路上に商品や看板を置くことはできません。

商品や置き看板などで歩道がふさがれ、歩行者は危険な道を歩くことになり、特に、車椅子や目に障害のある方にとっては、とても危険です。



のぼり旗を道路上に置いたり、ガードパイプに取り付けることはできません。

歩行者の通行の妨げとなるばかりでなく、自転車・オートバイなどの視界をさえぎり、衝突などの交通事故の原因となります。

区では、パトロールなどにより、区が管理している道路上にある商品や置き看板などを自主的に撤去していただくようお願いしています。

安全で人に優しい道路にするため、皆さんのご協力をお願いします。

【担当課】 道路管理課 ☎5654-8381

そで看板・日よけを設置する場合は 道路の占有許可と占有料が必要です

道路は災害時における避難通路となりますので、道路の機能を妨げない範囲内で設置しましょう。

設置基準

そで看板

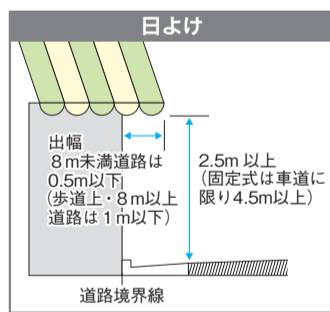
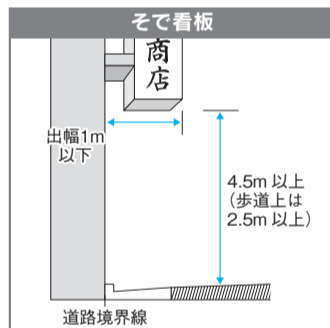
- ▷路面から看板の下端が歩道では2.5m以上、車道では4.5m以上です
- ▷道路境界線からの出幅は、1m以下です。(壁面看板は出幅は0.3m以下)

日よけ

- ▷路面から日よけの下端が2.5m以上です。(固定して取り付けた日よけは車道では4.5m以上)
- ▷歩道上または8m以上の道路では、道路境界線からの出幅は1m以下、8m未満の道路では0.5m以下です。

この基準に合致していないものは、改築の際、改善または撤去してください。

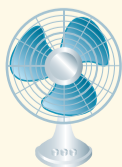
【担当課】 道路管理課 ☎5654-8379



古い扇風機を使い続けていると危険です!
長期間使い続けることで部品が劣化し、漏電して火災が発生することがあります。NITEE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)では、製造から30年を超えた扇風機を使用しないよう呼び掛けています。また、古い扇風機では電源が入っていないにもかかわらず、ファンが回らないことがあります。そのため、スイッチが切れている状態と勘違いして放置してしまうと、出火に至る恐れがあります。使用していないときは、必ず電源プラグをコンセントから抜くようにしましょう。

土曜日の消費生活電話相談
8月9日(土)
午前9時～午後4時30分
消費生活センター
☎(05068)2311

長期使用の扇風機について
注意喚起を行っている主な製造事業者・問い合わせ先
消費者庁ホームページ
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140704kouhyou_3.pdf (ペーシ内の「6. 特記事項」を参照)



このような不具合が現れたら使用を中止しましょう。

消費生活情報

くらしのまど

扇風機を安全に使用するポイント

夏真っ盛り。省エネや節電のために扇風機を使うご家庭も多いのではないのでしょうか。扇風機は、不注意から思わぬ事故を招く恐れがあります。扇風機を安全に使用するために注意すべきポイントをご紹介します。

【担当課】 消費生活センター(立石5-27-1)ウィメンズパル内 ☎(05068)2311

幼いお子さんのいるご家庭では扇風機カバーを取り付けていても過信は禁物です!

幼児がカバーと扇風機の隙間から指を入れてしまい、回転中のファンと接触して負傷した事例があります。カバーのたるみやゴムの緩みがないか、確認してから使い、大人が扇風機から離れたときは必ず電源を切りましょう。

平成21年4月1日以降に製造された扇風機には「長期使用製品安全表示制度」が適用され、次の項目の記載が義務付けられています。

- ▽製造年月
- ▽設計上の標準使用期間
- ▽設計上の標準使用期間を超えて使うと、経年劣化による発火や、けがなどの事故に至る恐れがあります。異常な音や振動、臭いなどの変化に注意し、このような不具合が現れたら使用を中止しましょう。